

(目的)

第 1 条 本規程は、国際交通安全学会（以下、本学会という）が発行する国際交通安全学会誌その他著作権規則に定める一切の出版物（以下、本学会誌等という）に掲載される著作物に関する著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第 2 条 本規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 本著作物： 著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものであって、本学会誌等に投稿又は寄稿（以下、投稿等という）される論文その他著作権規則に定めるもののことをいう。
- (2) 本著作者： 著作権法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するものであって、本著作物を創作した者をいう。
- (3) 本著作財産権： 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利及び将来の法改正により新たに創設される本著作物に関する全ての財産的権利を含む。
- (4) 本著作者人格権： 本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第 18 条から第 20 条に定めるすべての権利をいう。

(本著作財産権の帰属)

第 3 条 本著作財産権（著作権法第 27 条及び同第 28 条所定の権利を含む。）は、本著作者が本学会に対し本著作物を投稿等した時点をもって本学会に無償で譲渡されるものとする。

- 2 本著作者が、前項の定めに従うことができない特別の理由を書面により明らかにした場合、本学会は、協議の上、本著作財産権の取扱いについて定めることができる。
- 3 前項に定める場合であっても、本著作者は、法令及び前項に定める特別の理由の許容する範囲において、本学会に対し、本著作財産権について国内外で無償で非独占的に利用（著作権法第 21 条ないし同第 28 条の利用をいう。）する権利を許諾する。なお、この許諾には、有償無償及びその利用形態を問わず、本学会が第三者に再利用許諾を行う権利を含むものとする。
- 4 本著作物が本学会誌等に掲載されないことが決定された場合、本学会は、本著作財産権（著作権法第 27 条及び同第 28 条所定の権利を含む。）を本著作者に対して返還する。

(本著作者人格権の不行使)

第 4 条 本著作者は、本学会及び本学会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しない。

- 2 前項の規定は、本学会及び本学会が著作物の利用を許諾した第三者が、本著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。ただし、氏名表示権についてはこの限りではない。

(本著作者による本著作物の利用)

第 5 条 本著作者は、本著作財産権が本学会に帰属した後、当該著作者が創作した本著作物を利用する場合（第三者への利用許諾を含む。）、本学会に申請し、その許諾を得るものとする。

- 2 本学会は、本著作物の利用が、本学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、原則として前項の定める申請を許諾する。
- 3 第 1 項の定めにかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。なお、その際には、出典を明記することとする。

(1) 本著作者が自己の論文集を編纂する場合

(2) 本著作者が自己の論文の一部や抜粋を自己の本著作物に利用する場合

(3) 本著作者個人又は本著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した本著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。）

(4) 著作権法第 30 条から第 50 条（著作権の制限）において許容された利用

(5) その他著作権規則の定める場合

(本著作者による保証等)

第 6 条 本著作者は、本学会誌等に本著作物を投稿等するに際しては以下を保証する。

(1) 第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネームその他これらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと。

(2) 本著作物が本学会誌等以外の雑誌等出版物に二重に投稿等していないこと。

(3) 本著作物が過去に一切公表されたことがないこと。

(4) 本著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿等を行うにあたり、当該共同著作物の他の本著作者全員の同意を取得していること。

(5) 過去に本著作財産権を第三者に対し譲渡・信託等していないこと。

- 2 本著作者は、本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

- 3 本著作物の内容については、本著作者が創作に関与した部分については、その本著作者自身が責任を負うものとする。

(二重譲渡の禁止)

第7条 本著作者は、本規程が定める場合の他、本学会以外の第三者に対し、本著作物に係る本著作財産権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

(紛争解決に関する協力)

第8条 本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。ただし、第6条の保証に反して本著作物が第三者の権利の侵害を生じさせた場合、本著作者の責任においてこれに対処するものとし、本学会は必要と認める範囲でこれに協力する。

(協議)

第9条 本規程に定めなき事項及び本規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(合意管轄)

第10条 前項の協議により解決できない紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。